

後期高齢者医療制度の加入者の皆さまへ

医療と介護でかかった費用の合計額を緩和します

医療と介護の両方のサービスを利用して、世帯の負担を軽減するために、高額医療・高額介護合算療養費制度は、世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員が、一年間に支払った医

療保険と介護保険の自己負担を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

支給の対象となる被保険者の方には、お知らせをお送りしていますが、次に該当する方には、申請の対象となります。旨のお知らせができない場合があります。

★平成20年4月から平成21年7月末までの間に、

- 市町村を越える転居をした方
- 他の医療保険制度から後期高齢者医療制度に移られた方
- 死亡された方のご遺族の方

上表の支給要件を参考にして支給の対象となるかどうか確認いただき、具体的な手続きやご不明な点についてはご相談ください。

平成22・23年度の山梨県後期高齢者医療制度の保険料が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料は、75歳以上(一定の障害のある65歳以上)のみなさまの医療費(おおむね2年間分)がまかなえるよう、都道府県広域連合ごとに定められた保険料率をもとに、負担能力に応じて公平に負担していただいています。

後期高齢者医療制度の保険料率改定は2年に一度行われますが、平成22・23年度については、現行の保険料率に据え置くことになりました。

医療費が増大していく中、後期高齢者医療制度を維持していただくためには、みなさまから納めていただく保険料が大切な財源となります。みなさまのご理解とご協力をお願いします。



保険料の軽減措置が延長されます

- ① 所得の低い世帯の方については、平成22年度も引き続き均等割額の8.5割軽減措置が継続されることになりました。
- ② 被用者保険の被扶養者であった方が後期高齢者医療制度へ移る場合は、平成22年度も引き続き均等割額の9割軽減措置が継続されることになりました。

問合せ先 市民生活課 年金・医療担当

県後期高齢者医療広域連合
☎055(236)5671

国民年金「学生納付特例制度」の申請手続きを!

学生で国民年金保険料を納めることが困難なときは、申請し承認を受けるとその期間の保険料の納付が猶予されます。承認を受けた期間は、社会人になってから(10年前まで)さかのぼって納めることもできます。

対象

大学(大学院)や短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校などに在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年所得が118万円以下の方
定時制課程・通信制課程の方も対象となります。

承認期間

4月(または20歳誕生日)から翌年3月まで(申請手続きは、毎年必要です)
申請手続きに必要なもの

- 学生証(コピー可)または在学証明書
- 認印(本人が署名する場合は不要)
- 年金手帳(すでにお持ちの方)
- 雇用保険被保険者離職票など
- ※会社などを退職して学生になられた方

★今月は、平成21年4月から平成22年3月までの学生納付特例制度を申請できる最終月となります。

問合せ先

日本年金機構 大月年金事務所
☎(22)3811
市民生活課 年金・医療担当

～支給要件(平成20年度)～

	所得区分	基準額
①	被保険者証の負担割合が「3割」となっている方	67万円(89万円)
②	①・③・④以外の方	56万円(75万円)
③	世帯員全員が市町村民税非課税の方	31万円(41万円)
④	③のうち、世帯員全員の所得が一定基準以下(年金収入80万円以下など)の方	19万円(25万円)

- (1) 平成20年8月～平成21年7月末までに支払った医療と介護の合計自己負担額が上記の基準額を超える場合に、その超えた額を支給します。
- (2) 平成20年4月～平成21年7月末までの自己負担額が上記のカッコ内の額を超える場合には、その超えた額と(1)の額とを比べ、大きい額を支給します。